

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

安全で安心な「みなと・ネットワーク」の創出計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

広島県

呉市

3．地域再生計画の区域

呉市及び江田島市の区域の一部（中田港，釣土田港及び大地蔵漁港）

4．地域再生計画の目標

中田港，釣土田港及び大地蔵漁港は，瀬戸内海の芸予地域にあたる広島県江田島市と呉市に位置している。

芸予地域は内海性の温暖な気候に恵まれ，古来かんきつ類をはじめとする農業や製塩業，豊富な漁業資源を背景とする水産業等の特色ある産業が営まれてきた。

中田港を中心とする中町地区は，西能美島と江田島に挟まれた江田島湾の奥部に位置しており，本島周辺地区と広島市を結ぶ海上交通の拠点として栄えてきた。また，自然に恵まれた静穏な水域では，カキ養殖を代表とする漁業が盛んである。釣土田地区は，古くから海運業を支える船主の港として栄え，防波堤などの港湾整備も比較的早くから進められてきた。一方，大地蔵漁港の在る下蒲刈地区は，自然の地形を利用した漁港で古くから漁業集落が形成され，水産業が当地区における重要な産業とされてきた。

近年では，各港とも沿岸都市部への人口・産業の集中により，急速な過疎化と少子高齢化が進行している。他方，港湾や漁港の施設整備は，こうした地域を取り巻く状況の変化に対応できておらず，高齢者が多数をしめる定期航路利用者や漁業者といった港の利用者は，船の乗降時や港内作業等において危険な状況にさらされている。こうした効率的な漁業活動や避難船舶の安全に対する障害は安定的な収入の妨げとなり，漁業者の後継者不足や地域の人口流出を一層加速させる一因となっている。

こうした状況を打開し安全で安心な地域を再生するために，本計画では，台風等の荒天時に，中田港，釣土田港及び大地蔵漁港に避難できる『みなと・ネットワーク』を形成する。また，本海域では埋立等による干潟，藻場の減少により地先漁場価値が低下している状況であることから，平成17年度において漁港漁場機能高度化事業（下蒲刈地区）で魚礁設置，漁場環境保全創造事業（中部地区）で海底堆積物の除去を行い漁場環境の維持保全を図る予定である。

地域交流拠点として整備が進む中田港では、波穏やかな江田島湾の地勢を生かし、異常気象時に避難する港として避難隻数 55 隻の利用を可能とするとともに、安全に定期船を利用できる施設を整備する。釣土田港では、異常気象時の防波堤を越える波浪を計画期間内に低減し、港内の静穏度を向上することによって、異常気象時に避難する港として避難隻数 126 隻の利用を可能とする。大地蔵漁港では、防波堤の延伸を計画期間内に実施し、港内の静穏度を向上することによって、異常気象時に避難する港として避難隻数 50 隻の利用を可能とする。

このことにより、芸予地域で操業する小型船舶の安全を守り、他の港湾や漁港とのネットワークによる広域避難を可能とする。

(目 標)

異常気象時に避難する港として、中田港は避難隻数 55 隻、釣土田港は避難隻数 126 隻、大地蔵漁港は避難隻数 50 隻の利用を可能とする。

中田港について、小型船舶の係留施設整備を行うことにより、現況の充足率 35% に対して 74% まで引上げ、利用者の円滑で効率的な活動を図る。

大地蔵漁港について、漁船の係留施設整備を行うことにより、現況の充足率 54% に対して 61% まで引上げ、漁業者の円滑で効率的な活動を図るとともに、約 0.6ha の藻場機能を有する防波堤を整備することにより、より良い漁場環境の創出を図る。

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域交流拠点としての中田港では旅客ターミナル及び物揚場、泊地等の整備を行う。釣土田港では、港内の安全を確保するために防波堤上部の天端嵩上げ及び補強を行なう。大地蔵漁港では、防波堤延伸により港内静穏度を確保するとともに、より良い漁場環境を創出するための藻場機能を確保する。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設（中田港・釣土田港） 広島県
- ・漁港施設（大地蔵漁港） 呉市

[整備量]

- ・港湾施設・・・防波堤，浮棧橋，物揚場，船揚場，泊地，防波堤（改良）
- ・漁港施設・・・防波堤

[事業期間]

- ・港湾施設 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・漁港施設 平成 18 年度

[事業費]

- ・総事業費 1,881,300 千円
- ・港湾施設 1,646,300 千円 (うち交付金 658,520 千円)
- ・漁港施設 235,000 千円 (うち交付金 117,500 千円)

5 - 3 その他の事業

当該海域では、地元地先及び周辺海域を主漁場とした、小型底曳網、釣り、刺し網を中心とした漁船漁業及びカキ、海苔の養殖漁業が営まれているが、埋立等による干潟、藻場の減少により地先漁場価値が低下している状況である。

このようなことから、平成 17 年度において漁港漁場機能高度化事業（下蒲刈地区）で魚礁設置、漁場環境保全創造事業（中部地区）で海底堆積物の除去を行い漁場環境の維持保全を図る予定である。

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度(5 カ年)

7．目標の達成状況に係わる評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、事業主体が状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市、関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況について評価・検討を行なう。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし